

令和 4 年度事業報告

(令和 4 年 7 月 1 日～令和 5 年 6 月 30 日)

コロナ 5 類移行によりウィズコロナの新たな段階を迎え、景気の持ち直しが期待されるが、ウクライナ情勢の影響、物価上昇等不透明感が拭えない状況が続いている。

当協会の受注状況も厳しく、今年度は昨年度比 35% の売り上げ減となった。そのような中でも、県土整備事務所関係では、東松山、越谷、秩父の各事務所、県関係では企業局、春日部農林振興センター、市区町村でさいたま市及び北部・南部建設事務所からの発注がそれぞれ大きなウエイトを占めた。

法務省長期相続登記等未了土地解消作業は、本年度もなんとか地元さいたま地方法務局管内分を落札し、処理期間が短くなってはいるものの、その大半の調査を完了している。売り上げの多くを長期相続登記で占めており、市区町村等からの委託は前述を除いて減少し、委託のある地域は限られており、その地区の社員で処理を継続する業務が大半を占めた。また、業務委託契約を締結している市区町村においても、見積額にはるかに及ばない額での受注実績になっており、予算執行にも影響を及ぼす結果ともなっている。

国交省の入札に関しては、他の法人との価格の競争となっており、令和 4 年度は利根川上流河川事務所について当協会が落札できたものの、令和 5 年度の利根川上流及び令和 4 年、5 年度の荒川上流は落札できていない。加えて、令和 5 年度の長期相続は、埼玉県内でも他団体の入札があったが、当協会が入札価格を押さえてなんとか落札している。他地域にも別途入札を試みたが、埼玉の入札価格では完敗の結果となった。前年度に続き落札者に司法書士法人及び調査士法人が多く見受けられ、複数地域を落札する傾向となっている。

公益活動として計画していた講演会や社員向け研修会の開催もできれば再開すべきことも考慮に入れながら、市区町村向けのリーフレットをさらに充実させ、同時期に作成された全司協のカラーリーフレットも活用して、引き続き各理事において地元市区町村に配布等してPRに努めた。広報活動として、同リーフレット等を当協会ホームページに掲載して活用した。

規程等の改正作業に取り掛かかってはいるものの、問題点を確認するに留まっている。